

市有林再造林業務委託（森林環境保全直接支援事業）仕様書

第1 仕様書の適用

本仕様書は、「市有林再造林業務委託（森林環境保全直接支援事業）」（以下「本業務」という。）に適用され、請負者が実施しなければならない事項を定めるものとする。

仕様書に定めない事項については、「秋田県造林施業等実施基準（令和4年8月31日改正）に基づき実施しなければならない。

第2 事業計画の提出

請負者は、本業務の実施前に以下の書類を提出するものとする。

着工届、工程表、主任技術者・照査技術者通知書

第3 一般事項

- 1 本仕様書に明示していない事項または疑義が生じたときは、監督員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。
- 2 業務実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。
- 3 業務実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生若しくは発生する恐れがある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。
ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要がある場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 4 請負者は、業務上必要な諸施設の内容並びに設置箇所等については、監督職員の指示に従い所定の手続を経て実行するものとする。
- 5 業務実行に当たっては、諸法令および諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。
- 6 業務地内の火災並びに山火事防止は万全の措置を講ずるとともに不注意から失火することのないようにしなければならない。
- 7 本業務終了に際しては、業務現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。

第4 査定区分

枯損率20%未満

第5 実施方法

1 苗木

- (1) 苗木は、無病、無害の健全なものを使用し、樹種、苗令、規格を明示する。
- (2) 樹種の選定にあたっては、適地適木を十分考慮する。

2 仮植(コンテナ苗)

普通苗（はだか苗）に関する事項を省略する。

- (1) ポット苗木は、直射日光や風雨にさらさないよう小屋のうちか、シートをかけて箱詰めのまま保管すること。この場合、ポット専用の容器のものはそのまま積み重ねてよいが、その他容器に詰められているものは、側面に小さな穴をあけて通気をよくするものとする。
- (2) ポット苗木は、できるだけ早く植栽するなどその管理に万全の処置を講ずる。

3 植付け(コンテナ苗)

普通苗（はだか苗）に関する事項省略する。

- (1) 専用器具を使用し植穴を開け植付を行う。
- (2) 植穴に地被物や腐植層など有機物が混入しないようにする。
- (3) 器具で土壌を固めすぎない。
- (4) 根鉢と土壌に隙間ができないように密着するようにてん圧する。
- (5) 植付け深は基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいとする。乾燥が懸念される場合は植付け後の根鉢上面に軽く土をかける。
- (6) 深植えは避ける。

4 植栽時の誤伐防止対策

苗木植栽木の判別を容易にするため、植栽時に植栽木の根本部等に蛍光ビニールテープ等を目印として設置するものとする。

苗木の規格

業務委託で使用する苗木規格については、「秋田県林業用山行苗木標準価格表（令和5年4月1日以降適用）」に記載された以下の規格とする。

樹種	苗齢	規格			
		名称	標準規格	長さ (cm±)	根元径 (mm±)
スギ コンテナ苗	2~3 年生	大	号外	30	4.0

5 その他

その他森林施業および森林測量等は、秋田県造林施業等実施基準に基づき実施すること。